

JARI-RB 審査ニュース

第149号

[2009年8月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0786	2009.7.24	トヨタカローラ兵庫株式会社	自動車の販売、整備及び修理

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0004	2009.7.25	株式会社 デンソー 阿久比製作所	自動車用部品の専用生産設備の設計及び製造、並びに工業用ロボット・自動認識機器等の製造
JAER0183	2009.7.13	株式会社エース・オートサービス 昭和島センター	自動車の整備及び修理
JAER0497	2009.7.24	享栄エンジニアリング株式会社	自動車、航空機、産業用機械、医療用機械に関する金型及びアッセンブリー用生産設備、並びに付帯設備の設計、製造、据付及び保守点検 機械設備及び治具のメンテナンス等
JAER0498	2009.7.24	株式会社 デンソー中部	自動車部品の販売及び整備、業務用空調機器等の据付工事
JAER0709	2009.7.28	ニットー精器産業株式会社	金型及び精密治工具の製造

更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0051	2009.7.29	遠州精工株式会社	二輪、四輪車部品の鋳造、機械加工、表面処理及び部品組立
JAQR0052	2009.7.29	名古屋電気株式会社	鉄鋼線材、粉末合金、電線機器、電気・電子部品等の工業製品の販売(除く:農林グループの業務)
JAQR0054	2009.7.29	株式会社オバラ工業	自動車用シートフレーム部品の製造
JAQR0126	2009.7.25	東海精機株式会社※	自動車用アルミダイカスト部品の製造 ・磐田工場の拡大
JAQR0127	2009.7.25	ニムラ鋼機株式会社	1.熱処理治具、炉内部品の設計・製造 2.熱処理関連機械・装置の販売・メンテナンス

※[更新登録]において拡大(工場の追加及び店舗の拡大等のみ掲載)を含む

登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0264	2009.7.31	河村化工株式会社	滋賀工場
JAER0363	2009.7.10	一井工業株式会社	総社工場

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0742	2009.7.24	トヨタカローラ広島株式会社	西支店、東店
JAER0766	2009.7.17	ニムラ鋼機株式会社	製造部技術開発センター

工場の追加及び店舗の拡大等のみ掲載

登録拡大(品質)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAQR0078	2009.7.14	一井工業株式会社	総社工場

登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL:<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(09/6/26～09/7/22)

一般情報

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」に対するパブコメ募集について

パブコメ公示日:2009.07.14、「パブコメ募集期間:2009.07.14(火)から2009.08.12(水)まで」

【微量PCBが混入した廃電気機器等の処理のために廃棄物処理法施行規則の一部を改正】

1) 改正の背景

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を用いて製造された高圧トランス及び高圧コンデンサ等が廃棄物となったものの処理は、平成13年に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)に従い、日本環境安全事業株式会社(JESCO)の全国5箇所の処理施設で処理されている。

また、蛍光灯安定器などのPCB汚染物についてはJESCO北九州事業所にて処理が開始される予定となっている。一方、PCBを使用していないとする電気機器等に、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成14年7月に判明した。その量は、柱上トランスが330万台、電気機器が約120万台、OF(Oil Filled)ケーブルが約1,400kmに上るとの推計(微量のPCBに汚染された電気機器等の絶縁油に含まれるPCBの総量は、約3㌧)があり、このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったもの(以下「微量PCB混入廃電気機器等」という。)の処理について、技術的に安全・確実で、かつ廃棄物の特性を踏まえた処理方策に係る検討と処理体制の構築が求められている。

2) 改正案の主な検討項目

微量PCB混入廃電気機器等の処理方策として、処分方法、収集運搬方法及び測定法等を中心として検討実施。

- ①ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件(案)
- ②無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件(案)
- ③微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を定める件等(案)
- ④特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件(案)
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、下記の処理状況の測定に関する規定を追加するとともに、これらの規定に対応する記録の閲覧や記録する事項を定める。
- ⑥独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令等(案)

3) 微量PCB混入廃電気機器等の処理方策の状況について

- ・微量PCB混入廃電気機器等の処分方法は、技術的な基準が長年制度として確立されてきている燃焼温度が1,100°C以上のものに関して認定を行っていくことが適當。
- ・燃焼温度が1,100°C未満の焼却処理については、より確実な実証を経て進めていくことが適當。

【参考：現在実施中の焼却実証試験の状況】

現在稼働中の産業廃棄物の焼却施設に、微量（数十ppm程度）のPCBを含む絶縁油を投入し、排ガス中のPCB濃度等を分析することにより、これらが適正に処理されていることを確認する。

なお、本試験は、燃焼ガスを850°C以上の温度に保ちつつ、2秒以上滞留させて行う。

【実証試験結果の概要】

①施設の敷地境界における大気中のPCB濃度、施設の周辺における大気中のダイオキシン類濃度については、関係法令に定める基準値等よりも低いことを確認。

②排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度については、関係法令に定める基準値等よりも低いことを確認。

2. 「フロン回収・破壊法に基づく平成20年度のフロン類の破壊量の集計結果」について

(2009.07.10 経済産業省・環境省同時発表)

【概要】 フロン類の破壊量は約4,161トンであり、平成19年度の破壊量と比較して約15%の増加を示した。破壊量が増加した主な理由は、一昨年10月に改正フロン回収・破壊法が施行され、整備時に回収されたフロン類の破壊が本格化したためと推測されている。

1) 破壊量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者からの報告

- ・平成20年度におけるフロン類の破壊量は約4,161トン
- ・CFC（クロロフルオロカーボン）が約376トン
- ・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）が約2,439トン
- ・HFC（ハイドロフルオロカーボン）が約1,346トン

モントリオール議定書に基づき平成8年以降生産が全廃されているCFCの破壊量が減少している一方、HCFC及びHFCの破壊量は前年度より増加している。

2) 特定製品別の引取量

- ・第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）から回収したフロン類は約3,309トンで平成19年度に比べて約17%の増加となった。
- ・第二種特定製品（カーエアコン）から回収したフロン類※は約835トンで平成19年度と比べて約3%の増加となった。

注) ※ カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されている。

参考表 平成20年度の破壊量等の報告の集計結果とH19年度合計の比較

単位：kg

	CFC	HCFC	HFC	H20年度合計	H19年度合計
年度当初の保管量	13,945	79,067	15,198	108,209	69,166
第1種（業務用冷凍空調機器）	248,975	2,419,287	641,203	3,309,466	2,834,395
第2種（カーエアコン）	127,968	—	707,348	835,316	809,701
引き取った量の合計	376,943	2,419,287	1,348,551	4,144,782	3,644,104
破壊した量	376,274	2,438,901	1,345,846	4,161,021	3,607,930
年度末の保管量	14,614	59,453	17,904	91,970	105,341

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(用語)**・CFC（クロロフルオロカーボン）：**

冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にHCFC、HFCよりも強力な温室効果ガスである。

・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：

CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年全廃予定。強力な温室効果ガスである。

・HFC（ハイドロフルオロカーボン）：

CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

受審者からひとこと

ISO9001認証取得にあたり

株式会社プロジェクト・ミュー
ISO事務局
三浦真一

1. 会社紹介

当社は埼玉県入間市に所在し、1988年3月、自動車用チューニングパーツのひとつであるブレーキパッドを中心とし制動装置部品の製造・販売を行っております。

自動車関連企業の多くが厳しい市場環境のもと、各社さまざまな対策を行っていることと思います。良いモノをより安くといった消費者ニーズは日々高まる中、もともと贅沢品とも言われるチューニング向けのアフターパーツ業界においてもそれらのニーズに応えるべく、その舞台裏では自動車メーカーやアフターパーツメーカーによる様々な開発テストが行われており、その業務の一つにモータースポーツでの活動があります。かなり縮小傾向ではありますが、国内で行われているモータースポーツ・自動車レースには数多くのカテゴリーがあり、初心者でも安全に楽しめる競技から、プロスポーツとして欧米でも注目されるような競技まで普及しております。

その様な中、当社ではモータースポーツ・自動車レース活動にこの先も可能な限り挑戦し、それらで得られた経験・知識を強みとして反映させたブレーキパッドをはじめ、ディスクローター・キャリパーなどの企画・設計・製造から販売まで、顧客満足をめざすための製品作りを追及しています。その結果、多くの皆様からご好評を戴いております。

2. 導入の背景

今般、時代の流れが急速に変化していく中、当社としてその流れに乗り遅れず、さまざまな品質要求に応えていかなければならぬと考えます。

また、今後積極的に海外展開をしていく上で、ISO9001のシステムに基づいて作られた製品をお客様に提供することは必要不可欠なものであると判断すると共に、日々の業務の改善を通してスタッフの品質意識の向上を目指すため、当マネジメントシステムに取り組むこととしました。

3. 認証取得への取り組み

2008年10月、認証取得に向けISO事務局を立ち上げ、

活動をスタートしました。ISO9001に関して、ほぼ無知に近いにもかかわらず取得目標を2009年5月中に設定したことを今になって思えば、いくら小規模な会社とはいえ無謀だったかもしれませんのが必死で取り組みました。

まずは各部署の業務内容を調査し、当社の規模に見合った品質マニュアル・規程類の文書を複数回の改訂を経て作成しました。文書類は何とか形にしたもの、小規模が故に兼務が多い状況下での運用は、実態とマニュアルとのギャップや想定外の課題の連続で、良くも悪くも当社組織の特色にISO9001の要求事項を当てはめる作業はなかなか簡単なことではありませんでした。現場では、それら自分たちで決めたことを実行するため、まずは全社の品質目標を立て、各部署の目標へ整合して落し込み、現実的な目標設定をすることが始点となりました。運用の中で課題を抽出しながら各部署でやるべき事を理解し、改善することを徹底しました。

また、初回審査をふまえ、内部品質監査員の養成や内部品質監査・マネジメントレビューも行いました。実際に構築したマネジメントシステムの運用がどこまで出来ているのかを確認し、慌ただしく進めていきましたが、正直なところ受審に向けて不安も多くありました。

しかし、大変熱心なコンサルタントの先生より、不適合と思われるところをすこしづつ改善していくことの重要性など、いろいろなご指導を受け、企業として本来あるべき姿を自覚することができました。その甲斐あってスタッフのモチベーションもアップし、予定通りの認証取得に至りました。

4. 今後の活動

認証取得は、お客様に満足して頂ける製品作りのため、会社体质の改善・強化、品質意識の向上を根付かせるためへの第一歩であり、構築した品質マネジメントシステムを一部のスタッフだけの問題とせず、全員が意識をもって取組まなければ、定着することは困難と思います。また、さらなる顧客満足を達成するためにも、継続的な活動を推進し、あまり背伸びをせず、身の丈に合った無駄のないシステムへの見直しを行いながら品質マネジメントシステムの有効性を高めていきたいと思います。

最後になりましたが、今回の認証取得にあたり、ご指導、ご協力頂きました皆様にお礼と感謝をいたします。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834
ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

(本審査ニュースに掲載された内容は、当センターの許可なく転載・複写することはできません。)

通巻 第149号 2009年8月15日
編集人 事業部 部長 須藤 英夫
印刷所 株式会社 高山
茨城県つくば市塙崎1887
送付先変更連絡ドリス rb-news@jari.or.jp